

郡山市森林病害虫対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の森林病害虫のまん延防止のために、防除対策する事業（以下「事業」という。）を行う者に対し、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てることを目的とした森林環境譲与税の趣旨を踏まえ、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「森林病害虫」とは、マツの枯死の原因となる線虫類を媒介する松くい虫又はナラ等の枯死の原因となるナラ菌を媒介するカシノナガキクイムシをいう。
- (2) 「森林」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定する森林で、かつ同法第5条第2項の規定により県が定める地域森林計画の対象とする森林の区域内で郡山市内に存する樹木をいう（国又は普通地方公共団体の管理に属するものを除く。）。
- (3) 「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に立木を所有し、及び育成することができる者をいう。
- (4) 「森林管理者」とは、権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人をいう。
- (5) 「被害木」とは、森林病害虫により衰弱した森林をいう。
- (6) 「枯損木」とは、森林病害虫により枯死した森林をいう。
- (7) 「健全木」とは、被害木及び枯損木以外の森林をいう。
- (8) 「伐倒」とは、枯損木に対して行う作業であって、枯損木を伐倒する作業をいう。
- (9) 「伐倒・燻蒸」とは、被害木に対して行う作業であって、被害木を伐倒し、薬剤による燻蒸により森林病害虫の死滅を図る作業をいう。
- (10) 「樹幹注入」とは、健全木に対して行う作業であって、森林病害虫による被害予防のため、薬剤を樹幹に注入する作業をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、森林所有者又は森林管理者とする。

2 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当していると認められる者
- (2) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (3) 森林法に違反をしたと認められる者
- (4) 本事業と同様の国及び県の補助金交付対象事業において違反をしたと認められる者
- (5) 国及び県から本事業と同様の補助金の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の対象森林)

第5条 補助金の対象とする森林は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 倒木等による二次被害として人身や財産への被害が懸念される森林
- (2) 市民に親しまれてきた名木、鎮守の森等に該当する森林
- (3) 景観等に配慮が必要な森林
- (4) 事業を行おうとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。次条において同じ。）から過去5年間に除伐、間伐等を実施した履歴がある森林

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業を計画している場所が確認できる位置図
- (2) 被害状況が確認できる写真（遠景及び近景）
- (3) 補助対象経費の内訳が確認できる見積書等の写し
- (4) 森林所有者又は森林管理者の権限があることが確認できる書類

2 補助金の申請期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から1月31日までとする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 事業を実施した森林は、事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用（事業を実施した森林を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定した後、森林以外の用途へ転用すること又は事業を実施した森林の全面伐採除去を行うことを含む。）をしないこと。

(3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の2月末までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第3号様式）とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施した場所が確認できる位置図
- (2) 実施状況が確認できる写真（施工前、施工後、経過等）
- (3) 領収書等補助対象経費の支出が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めて指示する資料

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助金の額
被害木の伐倒・燻蒸に要する経費	報償費（事業の実施者（団体構成員を除く。）に対する謝礼金に限る。）、消耗品費、印刷製本費、燃料費、委託料、使用料及び賃借料	補助対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の2分の1以内で予算の範囲内で定める額とし、100万円を限度とする。
枯損木の伐倒に要する経費		
健全木の樹幹注入に要する経費		

事業計画書

事業実施箇所	郡山市		
事業費総額	金	円	（消費税 円）
着工完成予定日	着手	年	月 日
	完成	年	月 日
事業内容	1 事業の対象（○印）	被害木 ・ 枯損木 ・ 健全木	
	2 作業別及び内容等		
	(1) 被害木・伐倒	樹種等：	作業内容：
	(2) 被害木・燻蒸	樹種等：	使用薬剤： 薬剤名 使用量
	(3) 枯損木・伐倒	樹種等：	作業内容：
同意事項	(4) 健全木・樹幹注入	樹種等：	使用薬剤： 薬剤名 使用量
	<input type="checkbox"/>	税務担当課への税目の納付状況（税目、税額、申告の有無等）照会に同意します。 （確認税目） 個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税	
	<input type="checkbox"/>	郡山市暴力団排除条例（平成24年度郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当していません。	
	<input type="checkbox"/>	森林法（昭和26年法律第249号）に違反していません。	
宣誓事項	<input type="checkbox"/>	本事業と同様の国及び県の補助金交付対象事業において違反していません。	
	<input type="checkbox"/>	国及び県から本事業と同様の補助金の交付を受けていません。	
備考			

第2号様式（第6条関係）

収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	摘要
市補助金		
自己負担費		
そ の 他		
計		

2 支出の部 (単位：円)

項 目	予算額	摘要
報 償 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
燃 料 費		
委 託 料		
使用料及び賃借料		
計		

第3号様式（第9条関係）

収支決算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	決算額	摘要
市補助金		
自己負担費		
その他		
計		

2 支出の部 (単位：円)

項 目	決算額	摘要
報 償 費		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
燃 料 費		
委 託 料		
使用料及び賃借料		
計		